

## 仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の令和 2 年(ヨ)第 1909 号 仮処分  
命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、  
債権者に金30万円  
の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

### 主 文

債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮  
に開示せよ。

債務者は、別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を仮に削除せよ。

令和 2 年 7 月 10 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判官 岩瀬 みどり

## 当事者目録

〒 160-0004

東京都新宿区四谷4-13 ワークス・ナカノ3階

國吉・川村法律特許事務所

電話 03-6380-5451

FAX 03-6380-5452

債権者 弁護士 川村 恵一郎

シンガポール共和国

〒367998 プレイフェアロード 80

＃07-15 カポファクトリービルディング

(80 PLAYFAIR ROAD #07-15 KAPO FACTORY  
BUILDING SINGAPORE 367998)

債務者 パケットモンスターインク ピーティーイー エルティーディー

(PACKET MONSTER INC. PTE. LTD.)

上記代表者 エフエンディ アーメッド ハリス メリカン

(EFFENDY AHAMED HARITH MERICAN)

以上

## 発 信 者 情 報 目 録

- 1 別紙投稿記事目録記載の各投稿記事を投稿した際のアイ・ピー・アドレス
- 2 前項のアイ・ピー・アドレスが割り当てられた電気通信設備から、債務者の用いる特定電気通信設備に前項の各投稿記事が送信された年月日及び時刻

以上

## 投稿記事目録

閲覧用URL

<http://anago.2ch.sc/test/read.cgi/court/1587818115/150>

### 投稿記事

1	番号	1	投稿日時	2020/04/25	21:35:15
2	番号	2	投稿日時	2020/04/26	19:29:41
3	番号	5	投稿日時	2020/04/28	21:50:30
4	番号	6	投稿日時	2020/04/28	21:53:15
5	番号	7	投稿日時	2020/04/29	13:04:13
6	番号	9	投稿日時	2020/05/01	18:07:15
7	番号	10	投稿日時	2020/05/01	18:23:53
8	番号	12	投稿日時	2020/05/02	19:02:40
9	番号	19	投稿日時	2020/05/05	11:46:01
10	番号	20	投稿日時	2020/05/06	16:07:25
11	番号	22	投稿日時	2020/05/13	12:56:32
12	番号	24	投稿日時	2020/05/28	13:28:05
13	番号	27	投稿日時	2020/06/27	19:13:39

以上

これは正本である。

令和 2 年 7 月 10 日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 柿本 恵子

